

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可しました。

令和八年一月二十三日

奈良県知事 山下 真

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
東田 有司	天理市	天理市九条町五〇番一及び一六二番一
農事組合法人和爾宮農組合	天理市	天理市和爾町一三二七番、一三二八番、一三二九番、一五二二番、一五三一番、一五三六番、一五三七番、一五三八番、一五四四番、一五六二番、一五七九番、一五八〇番、一五八一番、一五九三番、一六一一番及び一六七八番
堤 隆司	天理市	天理市武蔵町一〇〇番一

二 認可年月日

令和八年一月十四日